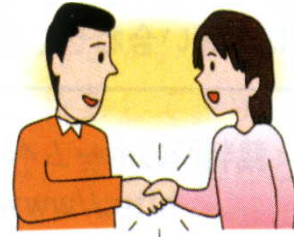


# 90周年を迎えた調停制度

## 調停制度90年の歩み



### 大正11年、調停制度スタート！

我が国の調停制度は、大正11（1922）年10月1日の借地借家調停法に基づく借地借家調停からスタートしました。

当時は、都市に人が集中したことにより、土地や家の貸し借りをめぐる争いが増えていました。そこで、簡単な手続で当事者の話し合いによって争いを解決する制度として、借地借家調停が創られたのです。

### 様々な紛争を解決できる制度として発展

その後、小作人と地主の間の争いを解決する小作調停制度や、金銭債務を負った人の争いを解決するための金銭債務臨時調停制度、家庭内の争いを解決するための人事調停制度など、その時代の社会紛争に応じた調停制度ができました。そして、昭和23年に現在の家事調停の制度が、昭和26年には現在の民事調停の制度が設けられ、様々な争いが調停によって解決できるようになりました。

平成12年には、借金等の返済が難しくなった方の経済的な立ち直りを目的とした、いわゆる特定調停制度が設けられ、現在の制度となりました。

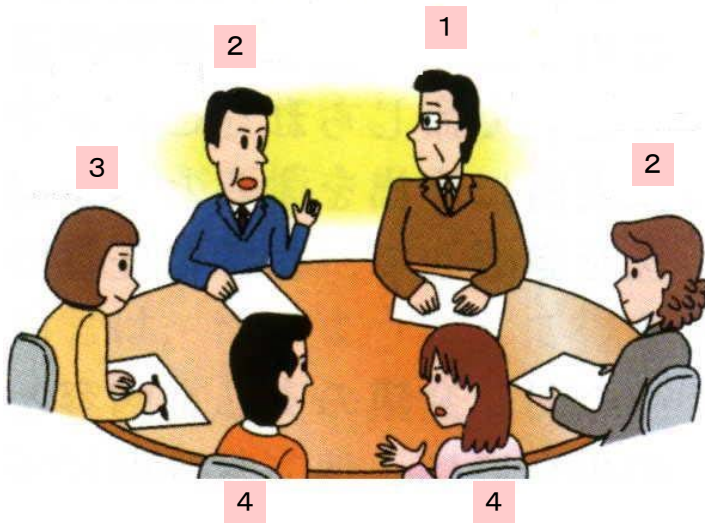
平成25年には、改正された民事調停法と新設された家事事件手続法が施行され、一定の要件のもと、いわゆる電話会議システムやテレビ会議システムを利用することができるようになるなど、調停手続は国民にとって更に利用しやすくなります。

### 争いを円満に解決できる調停制度、いよいよ90周年！

調停制度は、国民に身近な争いを、話し合いを基本としながら簡易、迅速に解決できる手段として、制度の開始から今日に至るまで、国民に広く利用され続け、これまでに数多くの争いが調停によって解決されてきました。

そして今年、調停制度は90周年を迎えました。

## 調停とは？



- 1 裁判官
- 2 調停委員
- 3 裁判所書記官
- 4 当事者

調停室での手続の様子  
(当事者が同席する場合)

### 調停ってどんな手続？

調停は、調停委員会（裁判官又は調停官一人と調停委員二人以上で構成）が、当事者の言い分を聴き、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせん、解決案の提示を行い、法的な観点を基本に置きながらも争いの実情に応じた柔軟な解決を図る手続です。

### 調停の特徴は？

- 訴訟と比べると、申立てが簡単で費用も安く、また、手続が非公開で行われるため当事者のプライバシーが守られます。
- 調停の進行に当たっては、当事者双方が同席することもあります。相手と顔を合わせずに進めることもあります。
- 調停が成立した場合には、調停調書（話し合いの内容を記載した文書）が作られ、その内容によっては、確定した判決や審判と同様に、合意を守らない相手に対して強制的に義務を履行させることができます。

### こんな争いが、調停で解決できます！

- 調停は、大きく民事調停と家事調停とに分けられます。
- 民事調停は、売買、金銭の貸し借り、交通事故の損害、近隣関係、建物の明渡し等をめぐる争いといった民事に関する争いを対象とするものです。
- 家事調停は、離婚、離縁、夫婦間の生活費（婚姻費用）の分担、養育費の請求、遺産分割といった家庭内の争いを対象とするものです。

## 調停の利用について



### 調停を利用するには、どうしたらいいの？

調停手続を利用するためには、申立てが必要です。  
民事調停については原則として簡易裁判所で、家事調停については家庭裁判所で受け付けています。

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「裁判手続の案内」のページの「申立等で使う書式」の項目から定型の申立書をダウンロードすることができます。また、各裁判所の窓口には、ウェブサイトに載っているものも含め、定型の申立書を用意しておりますので、御利用ください。

### 申立てに必要なお金は？

申立手数料は、民事調停の場合には、訴えを起こす場合の半額以下です。  
詳しくは、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」のページの「手数料」の項目をクリックし、「手数料額早見表」を御覧ください。

家事調停の場合には、申立ての手数料は一律1200円です。

なお、この他に、民事調停、家事調停のいずれについても、当事者等に対する書面の郵送等のための費用が必要です。

### 調停についてもっと詳しく知りたい！

調停手続について更に詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」のページを御覧ください。

裁判所ウェブサイトは、   で検索できます。